

道路の整備方針等検討業務委託に係る
建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

十三大橋長寿命化対策検討設計業務委託
契約期間 契約日から令和9年3月31日

2 選定した委託予定事業者

株式会社建設技術研究所大阪本社

3 公募期間

令和7年10月23日(木)~11月14日(金)

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1)委員名簿(敬称略・順不同)

委員氏名	役職等
山口 隆司	大阪公立大学 教授
古川 愛子	京都大学 教授
大石 哲	神戸大学 教授

(2)選定委員会の開催日

1回目:令和7年9月10日(水)

2回目:令和8年1月14日(水)

(3) 審査基準

① 資格審査基準

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点		審査基準	備考
参加表明者の経験と能力	資格要件	技術部門登録 建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、令和5～7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500 建設コンサルタント」に登録していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たしていること。）	
	専門技術力	成果の確実性 過去10年間の業務実績の内容	平成27年度以降に完了した、次に示す「規定業務1、2」の両方について、元請けとして、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路株、首都高速道路株、中日本高速道路株、西日本高速道路株、阪神高速道路株、本州四国連絡高速道路株発注による業務実績を有していること。 なお、1つの契約業務に2つの規定業務が含まれている場合は、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。（共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により「規定業務」を有していること。） 【規定業務】 1. 100mを超える道路橋の長寿命化に関する予備（概略含む）又は詳細設計業務 2. 15mを超える道路橋の鋼アーチ橋における耐震対策に関する予備（概略含む）又は詳細設計業務	様式-2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一般」並びに「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。 エ. RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	過去10年間の同種または類似業務の実績内容	平成27年度以降に完了した、次に示す「規定業務1、2」のいずれか又は両方について、元請けの技術者として、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路株、首都高速道路株、中日本高速道路株、西日本高速道路株、阪神高速道路株、本州四国連絡高速道路株発注による業務実績（※）を有していること。なお、1つの契約業務に2つの規定業務が含まれている場合は、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 100mを超える道路橋の長寿命化に関する予備（概略含む）又は詳細設計業務 2. 15mを超える道路橋の鋼アーチ橋における耐震対策に関する予備（概略含む）又は詳細設計業務
	専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務（主任（管理）技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が参加表明書提出時点で5億円未満かつ件数が10件未満であること。	様式-4を審査する

配置予定技術者の経験及び能力	照査技術者	資格要件	<p>次のア～エのいずれかに該当していること。</p> <p>ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。</p> <p>イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一般」並びに「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。</p> <p>ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。</p> <p>エ. RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、登録を受けている者。</p>	様式 4 を 審査する
		専門技術力	<p>平成 27 年度以降に完了した、次に示す「規定業務 1、2」のいずれか又は両方について、元請けの技術者として、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路株、首都高速道路株、中日本高速道路株、西日本高速道路株、阪神高速道路株、本州四国連絡高速道路株発注による業務実績（※）を有していること。なお、1つの契約業務に2つの規定業務が含まれている場合は、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。</p> <p>【規定業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 100mを超える道路橋の長寿命化に関する予備（概略含む）又は詳細設計業務 15mを超える道路橋の鋼アーチ橋における耐震対策に関する予備（概略含む）又は詳細設計業務 	様式 5 を 審査する
	担当技術者	資格要件	<p>次のア～エのいずれかに該当していること。</p> <p>ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。</p> <p>イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一般」並びに「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。</p> <p>ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。</p> <p>エ. RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、登録を受けている者。</p>	様式 4 を 審査する
		専門技術力	<p>平成 27 年度以降に完了した、次に示す「規定業務 1、2」のいずれか又は両方について、元請けの技術者として、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路株、首都高速道路株、中日本高速道路株、西日本高速道路株、阪神高速道路株、本州四国連絡高速道路株発注による業務実績（※）を有していること。なお、1つの契約業務に2つの規定業務が含まれている場合は、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。</p> <p>【規定業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 100mを超える道路橋の長寿命化に関する予備（概略含む）又は詳細設計業務 15mを超える道路橋における耐震対策に関する予備（概略含む）又は詳細設計業務 	様式 5 を 審査する
	専任性	<p>手持ち業務の金額及び件数</p> <p>全ての手持ち業務（主任（管理）技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が参加表明書提出時点で5億円未満かつ件数が10件未満であること。</p>	様式 4 を 審査する	

業務実施体制の妥当性	<p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再委託の内容が主たる部分の場合。（主たる部分とは、本業務における印刷などの軽微な業務を除く業務とする。） 業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 	様式 3 を 審査する
------------	---	-------------

※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

② 技術提案書評価基準

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

(i) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。
 評価は①～⑯の各項目毎に、A、A'、B、B'、Cの5段階とし、それぞれ次のように点数を計算して
 100点満点（小数点第2位まで表示）で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

(計算方法)

A の場合は、配点×5/5点 B の場合は、配点×3/5点

A' の場合は、配点×4/5点 B' の場合は、配点×2/5点 C の場合は、0点

特定 テーマ1	内容	本市では、橋梁管理方針を「大阪府橋梁保全更新計画」で定めており、十三大橋については、橋齢90年を超える超高齢橋であり、検討の結果、今後50年間の長寿命化を目指す橋梁として位置づけている。十三大橋は、これまでの現況調査及び評価により、「機能性」及び「耐震性」に対する対策が必要であるとされている。「機能性」については、道路構造に関する法令及び大阪市条例等を満たす歩道部の拡幅が必要とされる。また、「耐震性」については、橋脚のせん断補強、落橋防止、支承補強等が必要であるとされる。このように一定の検討を実施してきたものの、これらの問題を包括し、総合的に評価した最適工法の選定に至っていない。 そこで、これらの問題に対して、今後の維持管理を前提に、経済性、施工性が総合的に優れた最適案を導くための、課題や留意点を挙げるとともに、検討プロセスと解決策について提案を求める。
特定 テーマ2	内容	十三大橋の長寿命化対策工事は長期間の施工が想定され、河川内施工を伴うことから、環境への配慮も重要となる。また、十三大橋の近辺には、施工中の淀川左岸線2期工事や今後施工が予定されている淀川南岸線新設工事、国道176号中津高架橋長寿命化対策等があり、十三大橋との施工時期及び施工ヤード、交通規制等の重複が懸念される。また、十三大橋は淀川を淀川区から北区へ渡る広域緊急交通路に指定された主要な交通路であり、工事に伴う交通影響が広範囲に及ぶことが想定される。したがって、十三大橋の長寿命化対策工事にかかる施工期間を可能な限り短縮させ、社会的影響を少なくすることが求められる。 そこで、このような十三大橋における状況をふまえ、実現性に優れ、かつ工期短縮が可能な施工計画の作成に向けて、課題や留意点を挙げるとともに、検討プロセスと解決策について提案を求める。

(評価シート)

評価シート						
評価項目	評価の着眼点	配点			備考	
		項目別	複数時 配分	項目別 配分		
配置予定技術者	管理技術者	過去10年間の同種又は類似業務の実績内容	20	5	①	
		他業務との兼任状況		5	②	
	照査技術者	過去10年間の同種又は類似業務の実績内容		5	5	③
	担当技術者	過去10年間の同種又は類似業務の実績内容		5	5	④
実施方針	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	20	5	5	⑤
実施フロー 工程表	業務実施手順(フロー 工程表)	実施手順の妥当性		10	5	⑥
		業務量把握の妥当性			5	⑦
その他	その他	重要事項の指摘		5	5	⑧

特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	的確性	課題の把握が十分か	60	30	5	⑨
			キーワードの網羅			5	⑩
		実現性	説得力があるか			10	⑪
			独創性			独創的で高度な提案があるか	10
	特定テーマ2	的確性	課題の把握が十分か		30	5	⑬
			キーワードの網羅			5	⑭
		実現性	説得力があるか			10	⑮
			独創性			独創的で高度な提案があるか	10
合計(100点満点)				100			

(ii) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点			A	A'	B	B'	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	管理技術者として両方の規定業務に従事した	管理技術者又は照査技術者として両方の規定業務に従事した	管理技術者又は照査技術者としていずれかの規定業務に従事した	—	担当技術者としていずれかの規定業務に従事した	①
		専任性	手持ち業務の契約金額の合計が2億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が3億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	—	②
	照査技術者	専門技術力	管理技術者として両方の規定業務に従事した	管理技術者又は照査技術者として両方の規定業務に従事した	管理技術者又は照査技術者としていずれかの規定業務に従事した	—	担当技術者としていずれかの規定業務に従事した	③
	担当技術者	専門技術力	管理技術者又は照査技術者として両方の規定業務に従事した	—	管理技術者又は照査技術者としていずれかの規定業務に従事した	—	担当技術者としていずれかの規定業務に従事した	④

(iii) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

ただし、業務に適合しない提案については評価の対象としない。

評価項目	評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考	
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容が簡潔に表現され、十分に理解されている	—	左右に該当しない	—	目的、条件、内容が簡潔さに欠け、理解が不十分である	⑤	
	業務実施手順（フロー・工程表）	実施手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、実効性のある工程である	—	左右に該当しない	—	業務実施手順に矛盾がある	⑥
		業務量の把握、人員配置の妥当性	業務量が適切に把握されており、業務項目ごとに必要な体制がとられている。	—	左右に該当しない	—	業務量の把握が不適切	⑦
	その他	重要事項の指摘	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘があり、その方策が提案されている	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がある	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がない	⑧
特定テーマに対する技術提案	的確性	課題の把握が十分か	課題とともに、その設定根拠が具体的に示されている	—	左右に該当しない	—	課題が示されていない	⑨
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている(100%)	必要なキーワードが80%以上100%未満、記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている	必要なキーワードが40%未満である	⑩
	実現性	説得力があるか	本業務の検討プロセスと解決策が具体的かつ論理的に示されており実現可能な提案	—	左右に該当しない	—	本業務の検討プロセスと解決策が具体的かつ論理的に示されておらず実現困難な提案	⑪
	独創性	独創的で高度な提案があるか	独創的で高度な検討・解析手法の提案がある	—	左右に該当しない	—	汎用的な検討・解析手法のみで検討に工夫がみられない	⑫
特定テーマに対する技術提案	的確性	課題の把握が十分か	課題とともに、その設定根拠が具体的に示されている	—	左右に該当しない	—	課題が示されていない	⑬
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている(100%)	必要なキーワードが80%以上100%未満、記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている	必要なキーワードが40%未満である	⑭
	実現性	説得力があるか	本業務の検討プロセスと解決策が具体的かつ論理的に示されており実現可能な提案	—	左右に該当しない	—	本業務の検討プロセスと解決策が具体的かつ論理的に示されておらず実現困難な提案	⑮
	独創性	独創的で高度な提案があるか	独創的で高度な検討・解析手法の提案がある	—	左右に該当しない	—	汎用的な検討・解析手法のみで検討に工夫がみられない	⑯

(4) 審査を行った事業者(五十音順)

株式会社エイト日本技術開発 関西支社
 株式会社建設技術研究所 大阪本社
 株式会社長大 大阪支社
 株式会社日本構造橋梁研究所 大阪支社
 株式会社復建技術コンサルタント 関西支店 (途中辞退)
 大日本ダイヤコンサルタント株式会社 大阪支社
 日本工営株式会社 大阪支店
 パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社

(5) 審査の結果

評価項目	評価の着目点	ア社		イ社		ウ社		工社		才社		力社		キ社			
		評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数		
配置予定技術者	管理技術者	過去10年間の同種又は類似業務の実績内容	A	5	A	5	A	5	A	5	A'	4	A	5	B	3	
		他業務との兼任状況	A'	4	A	5	B	3	B	3	A'	4	A	5	A	5	
	照査技術者	過去10年間の同種又は類似業務の実績内容	A	5	A'	4	A	5	A	5	A'	4	A	5	A	5	
		担当技術者	過去10年間の同種又は類似業務の実績内容	A	5	B	3	B	3	A	5	B	3	A	5	A	5
小計		19		17		16		18		15		20		18			
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	A	5	A	5	A	5	A	5	A	5	A	5	A	5	
	実施手順	実施手順の妥当性	A	5	A	5	A	5	A	5	A	5	A	5	A	5	
		業務量把握、人員配達の妥当性	B	3	B	3	B	3	C	0	C	0	C	0	B	3	
	その他	重要事項の指摘	A	5	A	5	C	0	A	5	A	5	A	5	A	5	
特定テーマ1 に対する 技術提案	的確性	課題の把握が十分か	A	5	A	5	A	5	A	5	A	5	A	5	A	5	
		キーワードの網羅	B	3	B'	2	B	3	B'	2	B	3	A'	4	A'	4	
	実現性	説得力があるか	A	10	A	10	B	6	A	10	B	6	A	10	A	10	
	独創性	独創的で高度な提案があるか	B	6	A	10	B	6	A	10	B	6	B	6	B	6	
	特定テーマ2 に対する 技術提案	的確性	課題の把握が十分か	A	5	A	5	A	5	A	5	A	5	A	5	A	5
			キーワードの網羅	A'	4	A'	4	B	3	B	3	B	3	B	3	A	5
		実現性	説得力があるか	A	10	A	10	B	6	A	10	B	6	A	10	A	10
		独創性	独創的で高度な提案があるか	B	6	A	10	B	6	B	6	B	6	B	6	B	6
小計		67		74		53		66		55		64		69			
合計		86		91		69		84		70		84		87			